

議案第3号

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月27日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

いじめ問題専門委員会及びいじめ問題再調査委員会の委員の報酬について、当該委員が所属する職能団体等が定めている、いじめの重大事態の調査を行う委員に関する報酬基準等を踏まえた額に改定するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表（第1条，第5条関係）		
職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から学校薬剤師の部まで	(略)	(略)
学校産業医	日 25,000	(略)
通学区域審議会の部から教育支援委員会の部まで	(略)	(略)
いじめ問題専門委員会	委員長 <u>〃 17,000</u> ただし、いじめの事案に関する調査，報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
	委員 <u>〃 15,000</u> ただし、いじめの事案に関する調査，報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
いじめ問題再調査委員会	委員長 <u>〃 17,000</u> ただし、いじめの事案に関する調査，報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
	委員 <u>〃 15,000</u> ただし、いじめの事案に関する調査，報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)

社会教育委員の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)
-------------------------	-----	-----

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名	報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から学校薬剤師の部まで	(略)	(略)
学校産業医	日 25,000	(略)
通学区域審議会の部から教育支援委員会の部まで	(略)	(略)
いじめ問題専門委員会	委員長 // 30,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
	委員 // 25,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
いじめ問題再調査委員会	委員長 // 30,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
	委員 // 25,000 ただし、いじめの事案に関する調査、報告書の作成その他の規則で定める事務に従事する場合にあっては88,000を超えない範囲内で規則で定める額	(略)
社会教育委員の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。